

第四十八回国会 文教委員会 議 録 第二十号

(五八三)

昭和四十年五月十二日(水曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 渡海元三郎君

理事 上村千一郎君

理事 坂田 道太君

理事 八木 徹雄君

理事 山中 吾郎君

大石 八治君

木村 武雄君

熊谷 義雄君

中村庸一郎君

原田 憲君

川崎 寛治君

長谷川正三君

鈴木 一君

出席國務大臣

文部大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

文部政務次官 押谷 富三君

文部事務官 西田 剛君

(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

文部事務官 蒲生 芳郎君

(社会教育局長)

文部事務官 高橋 重信君

文部事務官 安達 健二君

(社会教育局長)

文部事務官 田中 彰君

委員外の出席者

五月十一日

委員松山千恵子君辞任につき、その補欠として辻寛一君が議長の名で委員に選任された。

第一類第六号

文教委員会議録第二十号 昭和四十年五月十二日

同日

委員辻寛一君辞任につき、その補欠として松山千恵子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員床次徳二君、松田竹千代君及び鈴木一君辞任につき、その補欠として渡海元三郎君、野呂恭一君及び本島百合子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員野呂恭一君、渡海元三郎君及び本島百合子君辞任につき、その補欠として松田竹千代君、床次徳二君及び鈴木一君が議長の名で委員に選任された。

五月十日

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(高橋重信君外九名提出、衆法第三五号)

同月十二日

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案(高橋重信君外九名提出、衆法第三九号)

同月七日

へき地教育振興法の一部改正に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三四八四号)

学校警備員の設置に関する法律案成立促進に関する請願外一件(谷口善太郎君紹介)(第三四八五号)

同(川崎寛治君紹介)(第三五八九号)

同(鈴木一君紹介)(第三七三四号)

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三四八六号)

義務教育における習字教育の振興に関する請願

(小坂善太郎君紹介)(第三四九七号)

同(竹谷源太郎君紹介)(第三五八六号)

同(長谷川正三君紹介)(第三五八七号)

同(早川崇君紹介)(第三五八八号)

同外一件(赤澤正道君紹介)(第三五六六号)

同(綾部健太郎君紹介)(第三六五七号)

同(池田清志君紹介)(第三六五八号)

同(江崎真澄君紹介)(第三六五九号)

同(江田三郎君紹介)(第三六六〇号)

同(遠藤三郎君紹介)(第三六六一号)

同(小澤重喜君紹介)(第三六六二号)

同(池田正之輔君外一名紹介)(第三六六三号)

同(小泉純也君紹介)(第三六六四号)

同(権熊三郎君紹介)(第三六六五号)

同外一件(砂原格君紹介)(第三六六六号)

同(田村良平君紹介)(第三六六七号)

同(竹内繁一君紹介)(第三六六八号)

同(床次徳二君紹介)(第三六六九号)

同(中山一君紹介)(第三六七〇号)

同(永田亮一君紹介)(第三六七一号)

同(南條徳男君紹介)(第三六七二号)

同(西村関一君紹介)(第三六七三号)

同(馬場元治君紹介)(第三六七四号)

同(華山親義君紹介)(第三六七五号)

同(藤山愛一郎君紹介)(第三六七六号)

同(森田重次郎君紹介)(第三六七七号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第三六七八号)

同(内田常雄君紹介)(第三六七九号)

同(浜谷直藏君紹介)(第三七八〇号)

同(池田正之輔君外一名紹介)(第三七八一号)

同(加藤常太郎君紹介)(第三七八二号)

同(黒金泰美君紹介)(第三七八三号)

同(白濱仁吉君紹介)(第三七八四号)

同(中野四郎君紹介)(第三七八五号)

同(原田憲君紹介)(第三七八六号)

同(堀川恭平君紹介)(第三七四三三号)

同(三池信君紹介)(第三七四四号)

同(小川平二君紹介)(第三七四五号)

同(木村武雄君紹介)(第三七五六号)

同(塚原俊郎君紹介)(第三七八七号)

同(徳安實藏君紹介)(第三七八八号)

同(古井喜實君紹介)(第三七八九号)

同(山手満男君紹介)(第三七九〇号)

同外一件(小川半次君紹介)(第三七九一号)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三五九一号)

教科書の国家統制排除等に関する請願(川上實一君紹介)(第三五九一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(高橋重信君外九名提出、衆法第三五号)

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案(高橋重信君外九名提出、衆法第三九号)

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(参議院送付)

文教行政の基本施策に関する件

○渡海委員長 これより会議を開きます。

高橋重信君外九名提出の公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案の両

案を議題とし、提出者から提案理由の説明を聴取いたしました。高橋重信君。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 幼稚部(第三条・第八条)
- 第三章 高等部(第九条・第十八条)
- 第四章 雑則(第十九条・第二十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公立の特殊教育諸学校の幼稚部及び高等部に關し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて特殊教育諸学校の幼稚部及び高等部の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特殊教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する盲学校、聾学校及び養護学校をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る)、実習助手、寮母、事務職員、技術職員及び用務員をいう。

第二章 幼稚部

(学級編制の標準)

第三条 公立の特殊教育諸学校の幼稚部の一学級の幼児の数は、五人を標準とする。

(教職員定数の標準)

第四条 公立の特殊教育諸学校の幼稚部に置くべき教職員の当該特殊教育諸学校を設置する都道

府県又は市町村ごとの総数(以下「幼稚部の教職員定数」という。)は、次条から第八条までに規定する数を合計した数に百分の百七を乗じて得た数を標準として定めるものとする。

(教諭等の数)

第五条 教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 各学校の学級数に二を乗じて得た数を合算した数

二 肢体不自由者である幼児を教育する各養護学校の幼児の数に八分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数

(寮母の数)

第六条 寮母の数は、幼稚部を置く学校の各寄宿舎に寄宿する幼児の数に四分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数とする。

(事務職員の数)

第七条 事務職員の数は、幼稚部を置く学校の総数に二を乗じて得た数とする。

(用務員の数)

第八条 用務員の数は、幼稚部を置く各学校の幼稚部の学級数に六分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数とする。

第三章 高等部

(学級編制の標準)

第九条 公立の特殊教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、次の各号に規定する数を標準とする。ただし、心身に二以上の政令で定める故障がある生徒で編制する学級については、五人を標準とする。

一 普通教育を主とする学科については、十人

二 専門教育を主とする学科については、八人(教職員定数の標準)

第十条 公立の特殊教育諸学校の高等部に置くべき教職員の当該特殊教育諸学校を設置する都道

府県又は市町村ごとの総数(以下「高等部の教職員定数」という。)は、次条から第十八条までに規定する数を合算した数に百分の百七を乗じて得た数を標準として定めるものとする。

(校長の数)

第十一条 校長の数は、高等部のみを置く学校の数に二を乗じて得た数とする。

(教諭等の数)

第十二条 教諭等の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 各学校の学級数に百分の二百八十四を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数

二 肢体不自由者である生徒を教育する各養護学校の生徒の数に八分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数

三 高等部のみを置く学校の寄宿舎の総数に三を乗じて得た数

(養護教諭等の数)

第十三条 養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、高等部のみを置く学校の総数に二(肢体不自由者又は病弱者である生徒を教育する養護学校にあつては、三)を乗じて得た数と高等部のみを置く学校の寄宿舎の総数に二を乗じて得た数とを合計した数とする。

(実習助手の数)

第十四条 実習助手の数は、高等部を置く学校の総数に二を乗じて得た数と当該各学校の専門教育を主とする学科の数に二(一「理療科」については、三)を乗じて得た数を合算した数とを合計した数とする。

(寮母の数)

第十五条 寮母の数は、高等部を置く学校の各寄宿舎に寄宿する生徒の数に四分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)とし、高等部のみを置く学校の寄宿舎についてその数が八に達しない場合にあつては八とする。)を合算した数とする。

(事務職員の数)

第十六条 事務職員の数は、高等部を置く学校(分校を除く。)の総数に二を乗じて得た数と高等部のみを置く学校の総数に三を乗じて得た数と高等部を置く学校の寄宿舎の総数に二を乗じて得た数とを合計した数とする。

(技術職員の数)

第十七条 技術職員の数は、高等部を置く学校の数に二を乗じて得た数とする。

(用務員の数)

第十八条 用務員の数は、高等部を置く各学校の高等部の学級数に六分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)とし、高等部のみを置く学校についてその数が二に達しないときは二とする。)を合算した数と高等部を置く学校の寄宿舎の総数に二を乗じて得た数とを合計した数とする。

第四章 雑則

(本校及び分校)

第十九条 第五条、第六条、第八条及び第十二条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ、一の学校とみなす。

(教職員定数の算定に関する特例)

第二十条 第五条から第八条まで及び第十二条から第十八条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寮母、事務職員、技術職員及び用務員の数を算定する場合において、政令で定める特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した数に必要な数を加え、又はこれらの規定により算定した数から必要な数を減ずることが出来る。

(教職員定数に含まれる数又は含まれない数)

第二十一条 第四条に規定する幼稚部の教職員定数及び第十条に規定する高等部の教職員定数には、第一号に掲げる者に係るものを含み、第二号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職

員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三條第一項の規定により臨時的に任用される者

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

公立の特殊教育諸学校の幼稚部及び高等部に關し、學級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、學級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて特殊教育諸学校の幼稚部及び高等部の教育水準の維持向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

(栄養士及び給食作業員)
第四條の二 学校給食を実施する盲学校、聾学校及び養護学校の設置者は、当該学校に栄養士を置くものとし、当該学校の幼児又は生徒の数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)に二を加えた数を標準として、当該学校に給食作業員(調理その他学校給食の作業に従事する職員をいう。)を置くものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食の円滑な実施を図るため、学校給食を実施する当該学校に栄養士及び給食作業員を置くこととする。に、当該給食作業員の数の標準について必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋(重)議員 ただいま議題となりました二法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

すでに御承知のとおり、近來、幼児教育の重要性が認識されてまいりましたが、心身に障害を持つ幼児の教育は障害を持たない幼児の教育に比して、より一そう困難であり重要であることは論をまたないところであります。

西歐諸国では、特に心身障害のある幼児の教育が重要視され、多くの国においては当該教育施設が整備されていると伝えられておりますが、わが国においては、盲学校七十五校中三校、聾学校九十八校中五十八校、養護学校百六校中二校に幼稚部を設置しているにすぎません。しかもその大部分は専任の教職員を配置せず、小学部の教員が兼任し、このため労働過重になっているのが実情であります。

また高等部の教育は、卒業後の職業生活に必要な専門的技術を授けるために大切な最終課程であります。

小学部及び中学部の学級編制及び教職員定数の標準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって定められておりますが、幼稚部及び高等部にかかる学級編制及び教職員定数については何ら法律上の措置がなされていなかったのであります。

したがって、教員配置についてはきわめて劣悪な状態にあるのが今日の実情であります。

以上申し上げました実情にかんがみ、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準を定めることはきわめて緊要なことと考え、本案を提出した次第であります。

以下二法案の内容についてその概要を説明申し上げます。

まず、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準

に關する法律案について申し上げます。

第一は、學級編制の標準についてであります。すなわち、幼稚部にあつては一學級の幼児数を五人、高等部にあつては一學級の生徒数を普通學科十人、専門學科八人とするのであります。

第二は、教職員定数の標準についてであります。すなわち、幼稚部にあつては教諭、助教諭、講師、寮母、事務職員及び用務員、高等部にあつては校長、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、実習助手、寮母、事務職員、技術職員及び用務員について教職員定数の算出方法を定め、幼稚部または高等部ごとに合計した数の百分の百七を乗じて得た数をそれぞれ設置者ごとの教職員定数の標準とすることでありま。

次に、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、学校給食を実施する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部に栄養士及び給食作業員を置くこととするものであります。

なお、これら二法案はいずれも公布の日から施行することとしております。

何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○渡海委員長 以上で提案理由の説明は終わります。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○山田(吉)委員 著作権法の改正について御質問申し上げますが、この著作権法の改正の内容については、審議会において慎重審議いたしておりますので、内容そのものについては、これは審議会の審議におまかせをすることとして、その結論が出たときに当委員会に法案として提案になるので、それについてしさいに御質問をいたしたいと思ひます。したがって、それは別として、この著作権法

の取り扱いそのものについて大臣のお考えを主としてお聞きしておきたいと思ひわけあります。

これは実は昭和三十七年に著作権法を根本的に改正するということを前提として審議しておる間に、著作権者が死後三十年を経て、そうして未亡人あるいは子供が、具体的に著作権が喪失するので、印税をもらうことができないのでその生活に脅威を与えるという心配があるので、暫定的に予想される審議期間三十九年を前提として三十年を三十九年にとりかへて法案として出されてきたわけでありまして、議員立法で私提案を申し上げて、与野党がこれに賛成をされて、委員長提案に切りかえてこの法案ができた歴史を持つておるものであります。したがって、予想よりさらに審議が延びるというので、三十三年を三十五年にするという法案で提案をされております。したがってその趣旨から申しますと、文部省設置法に基づいてできた著作権の審議会の審議がさらに延びるという可能性も私はあると思ひます。国際的な問題でもあるし、各方面からの複雑な要望もあれば、あるいは法律的に検討すべき問題があるの

で、あるいは延びるかもしれない、そのときにはこの著作権の期間が過ぎることによって、その著作権の利益を受ける者が被害を受けるという関係で延長しておるものから、さらに延長をするという心がまえがなければならぬと思ひます。その点について、たとえば三十五年にして、さらに審議会の結論が出ないときにはまた若干延ばすという法案を出しになる方針であるかどうか、それをお聞きしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 ただいまお話がございましたような経過で今回この法律案を提案いたしました事情はまさにそのとおりでございます。そこで今回二年間再延長いたしましたのは、その期間内に、現在の私どもの気持ちといたしましては、著作権制度の全面的改正が今後二年間の間にぜひ実現するよう極力努力をいたしたい、かように考えております。しかしただいまも御指摘がございましたように、いろいろの要素のある問題でもござい

ので、諸般の事情によつてそれがかりに不可能となり、延長した場合におきましては、保護期間を暫定的に、今回も延長したという趣旨に伴ひまして、延長中の著作権が消滅することのないように、そのときはそのときの事情を考慮いたしまして何らかの措置をとる必要があるのではなからうか、かように考へておるわけでございますが、ここにこの法案を提案いたしました以上は、今後二年間の間に何となくかひとつ成案を得て御審議をお願いいたしたい、これが原則でございます。

○山中(吾)委員 大體大臣の御方針が表明されたので、著作権者のなくなつたあとと未亡人あるいは子供さんたちは安心をしておると思ひますので、その線でひとつできるだけ二十年の間に審議を完了されると同時に、万一完了しない場合には途絶をしないようにしてやつていただきたい、こう思ふわけでありませう。

そこで、これは局長にお聞きしますが、その審議の方向の中で、国際水準であるところの五十年に延長する——写真とかその他特別のものには別にして、文芸作品その他のいわゆる中核的な著作権については五十年に延長するという方向にいつておるのですか、どうですか。これは方向だけのことです。それからお聞きしておきたいと思ひます。

○蒲生政府委員 御承知のとおり、現行法では原則として保護期間は三十五年となつておりますが、すでにとられておりますこの保護期間暫定延長の趣旨を考へ、また世界の大勢といつたしまして、死後五十年を保護期間とするという情勢にございまして、ただいま審議中でございますけれども、この審議会の方向といつたしましてやはり世界の大勢にならつて死後五十年に延長をするのが妥當であらうという方向でございます。

○山中(吾)委員 それでは、次にさらに大臣に、これも基本的な思想の問題でありますので、審議会の審議に一応は一任をされておると思ひますけれども、ある意味においては御指導願うべき立場にあると思ふので、お聞きいたしたいと思ふのです。著作権が発行後あるいは死後三十年存続する

というのを五十年にすることにいつて、そこまで保護する必要はないじゃないかという論と、いや、もつと保護すべきであるという意見が常識的には分かれておるわけでありませうが、その場合には、五十年も保護すればあつたといふ考へ、その底には、実はいろいろ矛盾があると思ひます。それは、もし五十年で著作権が切れた場合には出版会社が自由にその著作物を発行することができ、そして著作者に対して何ら印税に相当するものを支払ふ必要がない、野放しになるということになるわけですが、その場合に、いままでのその著作物に対する価格を下げないでそのまま発行していく慣行がすでにある。そうすると、著作権が喪失したあとには、出版会社がただその利益、恩恵を受けるにすぎないといふことになり、そのわけがあります。ところが一方に著作物というものは、一般に不特定多数に対して大きい影響を与えるものであり、ある意味においては、ある優秀なる芸術品といふのは、これは社会的な所有に帰すべきだといふ思想もあるもので、その著作をした人を保護するといふ思想が、その著作物そのものは社会的性格を持つておるものであるから、社会的所有に帰すべきだといふ思想と調和したときに、三十年にするか五十年にするかといふ問題が出てくると思ふ。ところが一方出版会社のほうでは、早くその著作権の期限が切れることを期待するのは、その分だけ支払われないで利益になるという思想から著作権の延長に反対する。それから著作者自身のほうでは、自分の血脈を守るといふ意味において延長を要求する立場もある。しかし私たちは、三十年にするか五十年にするかといふことは、その著作者を保護すると同時に、著作物を日本民族の文化財としても残すといふ公共的な意味を持つておるのである。保護する、ということが出ておるわけでありませうから、その著作権そのものが喪失して、少なくとも出版会社の利潤追求の材料にするといふことは私は反対でなければならぬと思ふ。したがつてそのあとは、印税に相当する分は国に納めるとか、あるいは著作権協会という一つの民

主団体があればそこに入れるとかといふことによつて、その財源をさらに文化の発展のために寄与するやうな方向に使うといふ考へでないかと、私は統一した思想といふものが出ないのじゃないかと思ふので、その点について、審議会のほうではどう論議されておるか知りませんが、希望の意見を述べれば、その著作権の存続期間がなくなつたあとは、その印税に相当する分はいわゆる国または適當な団体に帰属をされて、それが文芸復興の財源として使用される方向に持つていくべきじゃないか。そういう思想が統一されたときに、五十年を長くはないといふことも言へるし、あとの矛盾といふものも解決できると思ふのですが、その点についての大臣の御意見と、それからやがては文部大臣の責任において法案が提案されるわけですから、それについての審議会对する考へ方を含んで御意見をお聞きしておきたいし、もしそういう一つの御意見があれば、結論が出るまでに何らかの形において指導的な役割りをされることを期待するものですから、その点を直接大臣からお聞きしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 この問題は現に審議会におきましても検討の対象になつてゐるかと思ひますが、わけでございますが、まず期限の問題について、ベルヌ条約でございますが、そういう關係から申しましても、世界の大勢が五十年というやうなことになつておる。この延長をどこまで日本の立法例においても認めるかといふことと関連する問題であると思ひます。その関連する問題にどう対処するかといふことについては、ただいま御指摘がございましたように、一つは私権の保護と申しますか、そういう点もございませうし、それから社会的な公共のものであつて、一般の文化水準の向上にどうやつて役立てたらよいかといふこともございませう。それから出版会社の利益といふことに懸断されはしないかといふことも考へなければならぬ。いろいろな要素から考へなければならぬ問題だと思ひますが、いまの一つの御提案は、いわゆる有償公有制度ともいふべきものか

と思ひます。率直に申しますと、従来の審議会等の意見ではそこまでまだ十分検討は入つていないのではないかと考へるのでございませうが、またそれだけに有償公有制度といふものについてはやや消極的な考へ方も多いのではなからうかと想像されますけれども、将来の問題といつたしまして、この二年間のうちに猶予期間を延ばしていただきませう。その間に、審議会はもとよりでございますが、審議会の意見も十分聴取しながら、私どもとしても成案を得るやうに努力をいたしたい、かように考へております。今日ただいまのところ有償公有制度を是なりとするか、否なりとするかといふところまでの確かなお答えをするまでに、私どもとしてまだ研究が十分積まれておりません。しかしいまお話がございましたやうなことは重要なポイントの一つであると思ひますので、今後とも十分慎重に検討いたしたいと思ひます。

○山中(吾)委員 次ににお聞きしておきたいのは、著作権といふのはいわゆる民法上の私権であるかどうか。この辺についていろいろと學説が違ふのだらうと思ふのですが、普通われわれは無体財産権といふことで頭に入つておるわけなんです。一応文部省としては著作権の法的性格をどう考へておるのか、これは局長でも専門家でございませう。

○安達説明員 現在著作権法のとつております著作権に関する考へ方は、ただいま御指摘ございましたように、民法上のいわゆる無体財産権といふ考へ方でございますが、著作者の持つておる権利は、そういう財産権的な無体財産権といふもののほかに、著作者たることを主張する権利あるいはその著作物を毀損変更されざる権利あるいは未公表の著作物を發表することを決定する権利、そういういろいろないわゆる人格権的な権利といふものを合せておきまして、いわゆる著作者の権利といふやうに考へておりますけれども、著作権といふものは財産権的なものでございまして、御指摘のとおり無体財産権であると思ひます。

○山中(吾)委員 そうすると、実際に自分がその

ものを書いていないけれども、団体がかわりに著作権を取得する、そういう場合に、出版会社とかあるいはある一つの官庁とか、著作権を団体に付与するということも慣行としてあるわけですね。人格権という点になるとそれがちよつとおかしくなるわけですが、実際の著作自身財産権といふものが主であつて、一般の団体とか会社に対しては、それは本来は与えるべきものでないといふふんな考えていいわけですか。

○安達説明員 ただいま御指摘の問題は、いわゆる法人、団体の著作権といふものが成立するかどうか、こういうことのお話であらうと思ひます。原則といたしましては、著作物は生きた人間が書くことが一般的でござりますが、その場合にその著作権を団体が譲り受けるということがたくさんあるわけではございません。そのほかに団体自身が原始的に著作権を取得することがあるかどうか、これが大きな問題でござりますが、その点につきましては現在の著作権法は必ずしも明確にはしてありませんけれども、団体名義の著作物についての著作権の保護期間は発行のときより三十年間という規定を置いておられますので、これが団体に著作権を認めたとあるかどうかは学説の分かれるところでございます。このたびの改正の際にその点もひとつ明らかにして、およそ団体自身が持ち得るかどうかについても何らかの形で明らかにすべきではないかといふことで検討が進められていくわけではございません。

○山中(吾)委員 その点私もわからないのです。が、そういう方向でとにかく財産権的な考え方と人格権的な考え方を少し入れながら結論を出しになるということですから、一応そういう方向以外にないだらうと思ひので、それだけにしておきたいと思ひます。

そこで、とにかく私権的な性格であるので、これについての法律をつくる場合には非常に慎重に審議すべきである、行政庁が上からかつてに著作権の性格であるとかないかといふことをきめること

とは不適当であるといふ考えの人がだいたいあるようでありませう。その審議をする場合についても、利害関係の人々、法律専門家、その他多くの人を集めて審議をすると同時に、その審議の過程の中間報告書その他については、いわゆる私権的な性格があるので、著作権の団体その他に対しても全部配付をしてやつて、その意見を多く聞いて結論を出すべきだ。ところがいままでの経過においてはこの審議は封鎖的であつて、どうも私権に關する法律をつくる手続としては不適当だといふ批判が一方にあるようです。その点は現実はどういう行き方をしておるか、私は聞いていないわけですが、少なくとも審議の過程をつまびらかにして各関係者に送り、それについて意見を聞き、その意見を十分尊重して結論を出すというやり方が必要であると思ひますが、その点はどういうふうに取り扱つておられるか。

○安達説明員 著作権審議会が発足して以来三年になるわけではございますが、その間六つの小委員会に分かれてござりますが、現在慎重審議を続行中でござりますが、ただいまの審議会のものもろくにないし、ましては、ただいま御指摘のようなことにかんがみまして、審議会として最終結論を出す前に、総会に出しました各小委員会の報告を一般に公表いたしまして、関係団体にも送付いたしまして、また説明会、公聴会等も開きました上で、各方面の意向をも十分しんしゃくしつつ、単に団体のみならず、一般有識者の意見をも聞きまして、審議会としての最終結論を出すようにしたい、こういう方向で審議を進めるといふことになつたわけではございません。

○山中(吾)委員 そうすると、審議の報告書は、いつごろ配付してやる予定になつてゐるのですか。

○安達説明員 ただいま申し上げましたように、六つの分科会に分かれておりまして、全部の分科会の結論はまだ出ませんけれども、とりあえず五つの分科会の中間報告のようなものを二十日過ぎごろ、あるいはさらにもう少しおくれるかもしれ

ませんが、総会に報告をいたしましたして、それを同時に一般にも公表し、あるいは関係団体にも送付いたしまして、またそれらの説明会も開く、こういうふうな方向で進めたいと考へておるわけではございません。

○山中(吾)委員 そういふ意見を聞いて、今度は著作権法一部改正法案を作成されるわけですね。

○安達説明員 そうして、いわゆる著作権審議会全体としての意見をさらに上へ上げました上、総会の答申が出るわけでありませう。その答申が出ましたあと、一本化の作業に移る、こういう段階でござります。

○山中(吾)委員 そこでその法案ができたときに、法案を一般に公開をして一年ぐらい法律専門家あるいは関係者の意見を聞いて、それから提案をするようにすべきだ、そういう論があり、要望があるわけなんです。そこで私は個人的な意見としては、十分意見はないのですけれども、そういう人の意見を聞きまして、これは私権である、民法上のいわゆる財産権であるから、いわゆる民法と刑法の改正手続のようなり方をとるのが妥当ではないか。ところが現在の文部省の審議のしかたというのは、文部省設置法に基づいて審議会を設け、いろいろな意見を聞くが、その意見の答申に基づいて法案が出されれば、そのまま国会に提案をする、そういうことは、一般の行政法の公権といふのですか、国家と個人との関係の法案の出し方であつて、いわゆる民法の特例法という法案の出し方としては不適当ではないか。法案が出たあと公開をして皆さんの意見を聞いて出すべきではないかといふ意見が出てゐるので、私はそれ

もなかなか妥協的な意見ではないかと思ひます。が、その点についてはどうお考へになつておるのですか。

○愛知国務大臣 ただいまの御指摘もごもっともな点があると思ひますけれども、まあ何はともあれ、ただいまのところは、実は率直に申しますと、もう少し審議会がスピードアップして審議をして、中間答申なり、できるだけすみやかに答申

を出してもらふことを期待してゐるわけではございません。しかし、一部には、先ほどちよつと申し上げましたが、これは私権であるという観点から、民法の改正と同じような取り扱いをしてはどうかといふ意見もあることを承知しておりますから、そういうことも考慮に入れまして、提案をいたしますまでに十分慎重な配慮と段取りはいたしたいと考へております。そのこまかい方法論をどうするかといふことについては、まだ確たる意見をまとめるに至つておりません。

○山中(吾)委員 この著作権法がつくられた當時は、旧憲法の思想で、いわゆる思想の自由、出版の自由とかいふものも法律の範囲内という思想のもとにあるから、いわゆる臣民の権利として公権的に見ておつて、著作権といふものも一種の特許権のような性格といふ法律思想で設定された。ところが、時代の進むに従つてだんだん著作権が学説としては無体財産権といふ非常に私権的なものに移つていき、今度は、新憲法になつた場合には、思想、出版の自由といふものが絶対的な人権として認められてきてゐるから、完全に私権的な性格に移行してきてゐる。したがつて著作権法の設定手続そのものも根本的に考え直すべきではないかといふ考へなんですね。私はなるほどそれは妥協的な考へだと思ひます。したがつて、いま、こういう著作権法の改正の手続は、当初明治時代にされた手続のつもりで、検討しないでただ審議会にかけて、その答申に基づいて文部大臣が法案をつくり、そのまま提案をするといふ考へのようにありますけれども、できた法案そのものを一般の民衆にさらしてそして提案をする、法案のできたあとに一定の期間、私権でありますから、いろいろな意見を聞くという手続が必要じゃないか、私はかように思ひます。それを申し上げてゐるわけですが、それはまだ未確定であるといふことですから、それでけつこうですけれども、いまの文部省のこの法案を出すまでの手続は絶対的なもの、当然のことだといふお考へだけはお捨てになる必要があるんじゃないか。それで刑法改正、民法改正

手続のよいなことをやはり頭に置いて、同じような性格の民法の特別法的なものですから、お考えになるようにされたいと思つて申し上げておるわけです。よろしくご意見をください。

○愛知国務大臣 ただいま申しましたように、御提案と申します御示唆に對しましては十分ひつ頭に入れます、万全の措置を講じてまいりたいと思つておられます。

○山中(吾)委員 次に、教科書関係の場合と著作権の関係についてはどうも矛盾があつて私もわからないのですが、これは何か著作者から別に許可なくして教科書の場合には幾らでも教科書の中へ持つてこれるようになっておるようですが、どうなつておるのですか。

○安達説明員 現在の著作権法三十条におきまして、「普通教育上ノ修身書及読本ノ目的ニ供スル為ニ正当ノ範囲内ニ於テ抜萃蒐輯スルコト」といふは國語の教科書をつくる場合に、著作者の承諾を得ることなくただで収録ができる、こういうのが現行の著作権法でございます。ところが、音楽の教科書に他の人のつくつた音楽の曲を載せる場合には著作者の承諾を受けて金を払つて使つて、こういう制度になつておるわけでございます。ところが、教科書協会と文芸家協会との間の話し合いによりまして、教科書協会におきまして國語の教科書の出版社から年額百二十万円程度のもので文芸家協会に払い、文芸家協会が文芸家協会所属の教科書に載せられた著作者の各会員に送付をして、こういうような状況でございます。これを新しい制度にどのようにするかということが問題になつておる、こういうことでございます。

○山中(吾)委員 その条文はどこにあるのですか。何条ですか。

○安達説明員 現行著作権法三十条第一項第三号でございます。

○山中(吾)委員 三十条第三号ですね。「普通教育上ノ修身書及読本ノ目的ニ供スル為ニ正当ノ範囲内ニ於テ抜萃蒐輯スルコト」とあるから、ほかの教科書はできない。いまはどうしております

か、修身書なんてないでしょう。

○安達説明員 修身書はございませんから、國語の読本と英語の教科書のリーダーがこれにあたるわけでございます。

○山中(吾)委員 これはまだ審議中ですから、これをどうということはないんですけれども、教科書の場合は検定制とその他のことといつていろいろ関係があるから、どういふ方向で審議しているのか、知つておるだけ……

○安達説明員 現在は先ほど申し上げましたように國語の教科書と英語のリーダーについてだけ自由利用が認められておまして、音楽、図画の教科書等については有償で承諾を受けなければならぬ、こういうことになつておるわけでございます。ところで教科書検定制におきましては、いかにしていい教科書をつくるかということが問題でございます。したがつてある著作の方々が自分教科書に載せることはいいやと申しますと、教科書についても最良のものができなくなる、こういうことがあるわけでございます。したがつて教科書制度から申しますと、まず何よりもいい教科書をつくるために、編集が自由にできるようにすることが第一の要諦であらうと思つて、よく教科書の作成に協力していただくという意味で、言ふならば承諾をしないでも使えるようにする、教科書としては承諾を得ないで使えるようにする、ということをする第一に考へる。それから使つた以上はそれに何がおかしくおれぬかというようにしたらどうだろうか、ただし教科書に載つたことを発行者が著作者に知らせないでおいては、ぐあいが悪いという意味におきまして、教科書に使用することについては自由であるけれども、それに使つては使つた場合には事前に著作者に通知をしない、そして使つた場合には何かの使用料を払いなさい、ただし教科書の場合であるから、これはできるだけ低廉にいたしまして、現在文芸家協会を通じて払つております程度のものにして、

現在の教科書の価格に大きな変動を起さないようにしたらどうか、こういうことが現在考へられておる内容でございます。

○山中(吾)委員 それはよくにとつては非常に重大に思ふんですが、国定教科書の場合について、ある著作物をこちらに移す場合についても、本人の承諾なしにも教科書の中に採択することができ、そのかわり手数料を渡すとか、そういう思想は国定教科書の思想ではないんじやないか。いま民間で個人が教科書をつくつて、そしてあとに検定という制度——検定問題はまた川崎君からいろいろ質問があると思ひますけれども、そういう場合にいわゆる個人、私権として著作物に対する著作権が認められて、そういう思想の上に立つて今度は法改正をするんじやないか。御本人の承諾なしに民間でつくる教科書に、かつてにその著作物を掲載することができるといふ法的な措置はできるんじやないか。

○安達説明員 これはドイツなどもそういう制度が考へられております。教科書制度の上で一番日本に似ておりますのは、検定制をとつておるのはドイツでございます。そのドイツでどういふ制度をとつておるわけでございます。そういう意味におきまして十分制度的に成り立ち得るものではないか。もちろん一応法律上は強制的に使えますけれども、事前にちゃんと通知をして、ここはこういうふうな直しますとか、そういうことは十分相談をした上でやる。そしてそれについてはちゃんと使用料を払う。現在の法律でいへば、読本については全然承諾なしに、通知もなしにただでやれぬという制度でございますから、それを一方でいい教科書ができるようにする。そしてしかも著作者の意向も十分しんしゃくできるような制度をつくる。そしてちゃんとおれぬ、こういう制度が一番妥当ではないかということでございます。

○山中(吾)委員 質問は終わりますけれども、ドイツがどういふ法体系からきておるか、わからな。わからなければ、たとへば、ある著作者が過去二千年の間に著作をしておつた。その者の承諾なしに教科書に載せる。しかしその人はすでに思想が變つておるし、それを出されるということは、現在の自分の世界観、人生観に合わない場合もあるだろうと思ふのです。教科書に関する限りについては、無断で掲載できるということが一体できるかできないか。政策論は別です。私は非常に疑問に思ふので、そういうふうな考え方で文部省が指導願つておるのでは不適當ではないか。またそういう問題があるから、法案ができれば、民法とか刑法改正の場合と同じように、できた法案について、一般の意見を聞く期間を置かなければ問題になるのではないか。そういう意味において先ほど申し上げておつたわけで、審議官の御意見ではどうもそういう考慮がないようだし、西ドイツにそういう前例があるから、日本の国内法もそれでいいんだと単純に言われておるけれども、その単純な問題ではないと思ふのです。その点をどうされるかお聞きしておきたいと思ひます。

○蒲生政府委員 ただいまの御意見でございますが、先生のおっしゃることもまた一つの貴重な理論だと考へます。ただいま審議官が申し上げましたのは、現在までの審議会の一応の意見でございます。またもちろん決定もいたしておるわけでございます。いまだの、いまだの御意見もまた反映するようにいたしまして、さらに慎重に検討いたしたい、かように考へております。

○山中(吾)委員 現在の委員の構成について、どういふ構成になつておるのですか。それはどういふことかといふと、ときどき委員の顔ぶれが變つて、最初の審議から終わるころにだんだんと委員がかわるようなことであつては私にだめだと思ふのです。それからどういふ民法上のいわゆる私権なんだから、そういう意味における専門家が相当入つていなければならぬ。その点はどういふふうな構成をされておるか。

○安達説明員 著作権制度審議会は、三十名の委員が過去二千年の間に著作をしておつた。その者の承諾なしに教科書に載せる。しかしその人はすでに思想が變つておるし、それを出されるということは、現在の自分の世界観、人生観に合わない場合もあるだろうと思ふのです。教科書に関する限りについては、無断で掲載できるということが一体できるかできないか。政策論は別です。私は非常に疑問に思ふので、そういうふうな考え方で文部省が指導願つておるのでは不適當ではないか。またそういう問題があるから、法案ができれば、民法とか刑法改正の場合と同じように、できた法案について、一般の意見を聞く期間を置かなければ問題になるのではないか。そういう意味において先ほど申し上げておつたわけで、審議官の御意見ではどうもそういう考慮がないようだし、西ドイツにそういう前例があるから、日本の国内法もそれでいいんだと単純に言われておるけれども、その単純な問題ではないと思ふのです。その点をどうされるかお聞きしておきたいと思ひます。

員をもつて組織する、こういうことになっておりまして、会長には前東京大学の教授で、現在立教大学教授の国際私法の権威でございますところの江川英文氏でございます。そして委員の中には、いわゆる先生御指摘の民法なり著作権法に関する学識経験者といまして、日本大学教授の東教授、それから前東北大学の教授の藤本正晃氏、それから国際公法の専門家といまして、東京大学教授の高野雄一氏、それから憲法の関係で一橋大学の田上義治教授、それから民法の専門家でございますが、前に、東北大学教授で現在学習院大学教授の中川善之助博士、そういうふうな民法、財産法の学識経験者でございます。それからさらにそれぞれの権利者といえますか、そういうふうな関係におきまして、文芸家協会の小説家の丹羽文雄氏、劇作家の菅原卓氏、評論家の沢村秀雄氏、評論家の浦松佐美太郎氏、こういうふうな方々が入っております。それから、それからなお学識経験者の中には、申し落としましたけれども、弁護士の戒能通孝氏、こういうふうな方々が入っております。さらにいよいよ使用者関係といましては、レコード協会の安藤会長、あるいはNHKの専務理事、最近おやめになりましたけれども、春日専務理事でございます。それから民間放送連盟の専務理事の酒井三郎氏、こういうふうな方々がございます。さらにいよいよ関係官庁の委員といまして、法制局の第三部長、それから法務省の民事局長、あるいは外務省の条約局長、こういうふうな方々がございます。さらに一般有識者といまして、近代美術館の館長の稲田清助氏、それから新聞協会の江尻進氏、それから先ほど申しましたが、音楽家といまして音楽家連合会会長の紙恭輔氏、それから菊池豊三郎氏、それから国堀耕一郎氏、それから西条八十氏、それから前に通産次官をやられました玉置敬三氏、それから美術家連盟の理事長の田中忠雄氏、電機大学学長の丹羽保次郎氏、出版協会の講談社社長の野間省一氏、日本放送協会の著作権法の権威野村義男氏、作曲家組合

の委員長の服部正氏、それから東宝株式会社の副社長の馬淵氏、以上申し上げましたような三十名の方をもつて組織されておるわけでございまして、特に当初からの方が大部分でございます。委員の方がなくなられたとか、久保田万太郎さんがなくなられたあと、そういうふうな方の補充、あるいは地位がお変わりになったというところの変更はございますけれども、ほとんどの方は従来からずっと引き続いて御審議を願っておるわけでございます。

○山中(吾)委員 委員の顔ぶれはみんな古い人ばかりで、新憲法に基いて著作権法を改正しているのだから、もう少し新憲法を勉強した人を入れるべきじゃないですか。そうしてなくなつた人が何人かあるならば、補充する場合にはそういう人を入れて、結論が出るまでには、それは出版の自由というふうなものについて制限された、臣民の権利として規定した旧憲法時代に規定された著作権だから、そういうものでない新憲法に基いて改正するのだから、そういう感覚の人を入れないと、私は結論に間違ひが出ると思ふのですが、それはどうですか。

○安達説明員 私どもといましては、もとよりこれはすべての方々がいわゆる新憲法も十分に御理解になり、そして全般的な、単にその方面だけじゃなくて、広く学識経験豊かな方々であると信じておるのでございます。

○山中(吾)委員 いずれにしてもその結論を、法案ができるまでに、一般にいろいろと自由に意見を述べる機会をつくって、そして間違ひのないようにしていただきたい。それが私の質問の要点です。

○川崎(寛)委員 関連して。先ほど審議官のほうから、使用する場合著作権者に事前に連絡をとって使用料を払う、こういうふうなことを言っておりました。これはすべてのものに關してそういう方向に改めようというので

すね。

○安達説明員 ただいま審議会での審議の様子をお知らせするという意味で御紹介いたしましたわけでございます。ただいまは教科書——小中高等学校の検定教科書についてだけのことでありまして、○川崎(寛)委員 私、新聞でときどきトラブルとして出ております、あるいはNHKとか民放等の放送を聞いていていつも感ずるわけですが、これも、たとえばレコードなんかですね、これはいまだどうなっているのですか、著作権は。

○安達説明員 現在は三十条八号によりまして、レコードを興行または放送の用に供することは自由であるといふことになっております。

○川崎(寛)委員 それはしかし著作権の保護という立場からいけば、おそらくNHKができた当時、そういう公共の機関としての保護があるいは育成という意味からそういう法律の趣旨があったと思うので、すけれども、しかしそのころは新聞等とよく見られる、いまあちこちでトラブルを起こしておる根本の原因じゃないかと思うのです。それから著作権者あるいは演奏家、そういう人たちの権利の侵害といふふうに思ふのですが、どうですか。

○安達説明員 その点につきましては現在審議会でも慎重に審議をされておまして、むしろそういう場合に著作権者あるいは演奏家についての権利を認めるべきではないか、こういうふうな考え方が有力のうちに何っております。

○川崎(寛)委員 そうしますと、これは欧米では非常にこういう点の権利の擁護という点は進んでおると思うのです。一九五八年のローマ条約ですね、レコードとかそういうものに關する——これは日本は承認しているのですか。

○安達説明員 現在まだ日本は入っておりません、世界的にも入っている国はごくわずかでございます。イギリスとかスウェーデン等、ごくわずかな国でございます。

長する、その間に審議会の委員の人たちが少しスビッドアップしてくれ、こういうふうなことだつたわけですが、世界的に見れば、ベルヌ条約の改定がブラッセルでやられ、さらに来年はストックホルムで条約改正も行なわれる、こういうふうな方向に進んでおると思うのです。そういうふうな世界的にもそういう条約関係が進められておる、そういう中に、二年間という期限を限って、先ほどから言われておるようなそういう権利を十分に守っていく、正しく保護していくというふうな点について、二年間で十分にできるのかどうか、あるいは二年間というふうに限つたのはなぜか。その点、山中委員に對する大臣の答弁は決して明確でなかったと思ふのです。もう一度お願いしたい。

○愛知国務大臣 それはすでに三年間延長になっておりますところをさらに延長をお願いしなければならぬというところは、まあ率直にいつて私どもとしては残念なところではありますが、過去三年間の状況を見ましても、先ほど来いろいろ御意見がございまして、実にこれはむずかしい問題なんですけれども、しかし相当研究も進んでおりますから、今後二年間でも何となくひとつ提案を新しくいたすだけの準備を促進したい、こういうわけで二年間とみずから制約をつけたようなつもりでございます。しかし、先ほど山中委員の御質疑がございましたが、万々一にもいろいろの点でさらに不十分なことがあったり、あるいは私権というふうな法律問題等もございまして、そういうところで万々一にもこの二年間でぐあいが悪いということもございます、何らかの措置をしなればならぬ、しかしそれはあくまで例外的で、われわれとしては二年間でひとつ絶対に御提案申し上げたい、こういう気持ちでおるわけでございます。

○川崎(寛)委員 最後に、いま大臣がいわれましたように、二年間と一応限って解決していきたい、こういうことですが、そういう国際条約の動向もありまして、あるいは先ほど来の趣旨

からいたしても、使用者あるいは権利者、その者の意見というものは十分にくみ入れられて慎重に検討された上で進められますことを要望して終わりたいと思います。

○渡海委員長 他に質疑はございませんか。——なければ、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○渡海委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の通告もございませんので、直ちに採決いたします。

【賛成者起立】

○渡海委員長 起立議員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○渡海委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

【報告書は附録に掲載】

○渡海委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 特に大臣にお尋ねしたいのですが、最近教科書の検定の問題、あるいは採択の問題をめぐって相当大きな議論がなされておる。そのことについては大臣もすでに御承知だろうと思ひます。特に教科書の検定の問題について、採択の問題は後ほどまた触れてまいりたいと思ひますが、検定の問題について文部省のやり方というものが憲法違反だ、こういうような強い意向も示されておるわけです。今日もこういう意見が強力に出されてきておるといふことについて、大臣はどうお考えになるか。

○愛知国務大臣 まず教科書の検定につきま

て、政府というか、文部省のとっている態度が憲法違反云々というふうな点については、私はさようなことは絶対にいたしておらないつもりでございます。これはただいま川崎委員から御指摘ございましたが、特にある人が著書を書いたりあるいは新聞その他に投稿しておる、そして憲法違反というふうなことを主張しておられるというふうなことが、何と申しますか、論議の対象になっておるのである、こまかい点につきましては政府委員からも御答弁申し上げたいと思ひますけれども、私はこうした方の、何と申しますか、主観的な独断的な意見であつて、私どもとしてはさういふ態度は毛頭とっておりませんし、そういう方の御主張というもののについては、私としては非常な抵抗を感じておるような次第でございます。

○川崎(寛)委員 大臣は抵抗を感じられておるようでありまして、当然にさういふものについては目を通された上での御意見だと思ひます。

そこで具体的に申し上げますならば、高等学校の歴史の教科書を書かれた家永三郎先生が「新日本史」新訂版の検定に関する経緯と出しておられますけれども、それについて読まれたか、あるいは最近朝日ジャーナル等でも繰り返してさういふ点について触れられております。さらにはエコノミストにも家永先生が「おそろべき教科書問題」こういうことで書かれておられますが、さうしたもののについて大臣自身どれか目を通されたことがあります。

○愛知国務大臣 家永教授という具体的な名前をお取り上げになりましたが、家永教授は最近著書も書いておられます。それから朝日ジャーナルその他新聞、週刊誌等にも投稿されておられます。これは私も非常に重大な問題でございますから、私としても一応目は通しておりましたけれども、先ほど申しましたように、私どもとしてはこれは当然に問題を取り上げられるというふうなことは、先ほど申しましたように非常に抵抗を感じざるを得ない。率直にこのように感ずるわけござ

います。その一つ一つの具体的な問題等につきましてはひとつこの方々の考え方、やり方等については政府委員からも十分意見を聞いていただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 まあたいへん抵抗を感じておる、こういうことでありますが、抵抗を感じるといふことは、やはり従来のさうした当然に通つておつた意見というものが、改訂をされて、あるいは阻止をされて、事前調査をされて、たいへん問題をはらんでおる。さういふことを指摘されたことに對して抵抗を感じておられるのだからと思ひます。たとへば具体的に申し上げますならば、三十八年度の改訂に申請をして不合格になつた。とで修正をして三十九年によりよく通つておるわけでありまして、その中で一番問題になつておりますことは、これは大臣は非常に抵抗を感じておるわけですが、私は文部省が進めるほうに抵抗を感じるわけですが、それは何か、具体的にこの中に出てまいります。たとえば生徒出陣の問題です。さういふ写真の掲げ方が悪いとかいう指摘をしておるわけでありまして。私は大東亜戦争には、太平洋戦争には第一回の生徒出陣といったわけですが、私は身をもつて体験してきておるわけですが、さうしてその中で太平洋戦争といふものを明るものだとおぼえて感じておるわけが、そのことは憲法の明文にも明らかに「戦争の惨禍」といふことで明確に反省をし、そのことを再び繰り返さないための決意といふのが憲法の中にも示されておるわけですね。ところがこの家永教授の原稿に對して調査官があれこれと条件をつけておられます。その中を見ますと、太平洋戦争を明るく書け、さういふ要求がなされておるわけでありまして。太平洋戦争を明るく書けと、さういふことについて文部省として意思統一をなさされておるのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○福田政府委員 ただいま御指摘になりましたことに関連いたすわけでございますが、具体的に家永教授の著書についてお尋ねでございますので申

し上げたいと思ひますが、私も教科書の検定に關係いたしております立場から申しますと、これは学校におきまして主たる教材として使つた教科書でございます。したがつて、教育的な配慮がなされておるかどうかが重要な点でございます。いまして、学習指導要領に準拠しておること、もちろん教育的な配慮がなされておるかという点を中心でございますが、個々の一字一句をとりえてからこれ言へば、これはいろいろな理屈もござ

います。どちらからかあるかと思ひます。要するに教科書全体の仕組みなりあるいは記述の内容といふものが教育的に妥当であるかどうかといふことから判断すべきであらうと思ひます。さういふ点から申しますと、残念ながらこの家永教授の歴史教科書なるものは、方々たくさん箇所においてさういふ妥当な配慮がなされていないといふような結論が審議会においても出されたわけでございます。したがつて、さういふ多くの点についてこれを修正してもらいたいという要望が出たわけでございます。その修正要望に従つて調査官がこれを著者なりあるいは教科書出版会社に対して伝えて修正を願つたわけでございます。結果においては、これは相当たくさん箇所がござい

ましたが、三十九年度においては合格ということになつたわけでございます。いま御指摘のありましたのはその中のごく一部だと思ひますが、決して太平洋戦争を明るく書けといふような指示は私はしなかつたと思ひます。ただ教科書の中には、原文には無謀な戦争といふような表現がございまして、特別にさういふ立場からこの太平洋戦争の記述といふものがなされておつたようでございます。したがつて、さういふ記述についてはもう少し教育的な配慮をして書いてほしいという注文はいたしたと思ひますが、御指摘のありましたような表現をとれといふことは指摘していいかと私は聞いております。

○川崎(寛)委員 昭和二十七年から高等学校の教科書として使われてきていた本です。それが三十八年に改訂をする際に申請をして不合格になつ

適當ではない、こう考えるわけでございます。もちろん明治憲法には明治憲法の特徴がございます。現在の憲法には現行憲法としての特徴がございます。こういうものを端的に比較なさることは子供にも有益でございますので、そういう意味において教材として使われることは私ども適當であろうと考えております。

○川崎(寛)委員 原稿が申請をされて、それに對していろいろの手続をとって不合格ということになるわけですけれども、その場合に問題点という

のは文書で示されるのですか。
○福田政府委員 問題点につきましては調査官が口頭指示をいたしております。
○川崎(寛)委員 これは後ほどもう少し憲法論は別の角度からまたいたしたいと思いますが、学問の自由であるとか良心の自由であるとか、そうしたいいろいろな憲法の根本に関する問題がありますから、これは後は愛知文部大臣の御所見もとつ

くりと何わせていただきたいわけでありますけれども、この不合格の理由は、やはり口頭では、言ったの言わないのといろいろと問題があると思います。ですからその点はやはり文書で、これは文部省が偏向であるとか、あるいは学者が偏向であるとか、両方で水かけ論をやらないために、あるいは国民一般からもフェアに議論をしてもらうためにも、この点は当然不合格の理由なりあるいは

修正しなければならぬという条件、A条件にしても、B条件にしても、そういうもののはやはり根柢を、文部省としての見解を明確にして、著作者と、それから出版者には明示をすべきだと思うのです。そのことが今日文部省が国家統制を進めつつあるという非難を避けるために私は大事だと思っています。そのことが民主主義の根本だと思えますので、その点についてひとつ大臣の御所見を

何っておきたいと思っています。

○福田政府委員　ちよつと大臣がお答えになります前に、現在のやり方を御説明申し上げたいと思います。

私ども指示をいたします際に、なるべく公正な

やり方をいたしたいというのでいろいろ苦慮いたしておりますが、何しろいろいろな記述のしかたにつきまして、いろいろな意見がたくさん出ますので、一つの教科書について何百カ所というよう
な大小の修正個所が出てまいります。一々これを文書でやるということもできませんので、口頭で指示をいたしますが、その際に必要な場合は速記を許すこともございます。またテープに入れますと録音をとるということも場合によっては許すこともございます。決して一方的に何か押しつけてやっているというようなことではございませんので、できる限り公正なやり方をいたしたいというので、会社側にも、あるいは必要がある場合には著者に来ていただいて、調査官と相対して話し合いを願う、そういう機会をつくつていただいております。

○愛知國務大臣　手続についてはただいま局長から申しましたとおりでございますが、たとえて言えば、率直に言つて私が直接に検定についてこうやれというよりな指示をしておけることは全然ございません。私のいままでの経験におきまして、公正、中立であらなければならぬという教科書の本質から言ひまして、國民の御期待に沿うように最もよい方法を守つていきたい、かように考へております。

○川崎(寛)委員　そうしますと最も公正であり中正である、そういう立場を貫いていただきますために、速記を許すとかテープレコーダーを使わせるとかいうことではあるのでありますが、もっと制度的に、何百カ所もあればあるほどひとつ文書で明示をして、そのことについて明確にし、また文書で回答するなり十分に説明をして、納得していただける制度というものが必要だと思います。ですから不合格の理由あるいはチェックする理由というものは、ひとつ文書で根拠を示して出すように大臣のほうで取り計らっていただきたい。

○愛知国務大臣　この教科書の問題というようなものは、たとえば悪いかもしれませんが、団体交

渉的に扱って、これはこうじゃ、これはこうじゃと文書でやりとりをするというよりなことはできない、少なくとも不適当なことであろうと考えております。それからまた文部省が文書でもってど

りこうというようなことで、基準をつくれという
ような話があったように思いますが、それこそ教
科書を一方的に押しつけた内容にせよということ
になるのじゃなからうか。したがって、その辺の
ところは、根本の精神が大切であって、中正な教
科書はどうやらつくれるであらうか、これは
私は現在の教科書検定審議会の運営がいい方法で
あり、これに信頼していくことが一番いいやり方
である、かように考えております。

○川崎(寛)委員 先ほど局長は家永さんの問題でもいろいろ問題点について指示をしたということであつたのですが、こういう不合格の理由とか、チェックする必要があるときには、これは審議会できめるのですか、調査官同士で合議の上できめるのですか、それとも調査官個人の意見でやっているのですか。

○福田政府委員　実際に現在動いておるシステムをこまかい点まで御理解いただき得ないのじゃないか、そういう気がいたしますので、ちょっと説明させていただきますと、原稿がまいりますと、これは現場の教師あるいは大学の専門家等を入れました三人の調査員で検討するわけで、それに対

して意見が出てくるわけでありませう。それから別に文部省の調査官が調査をいたしまして、その意見と両方を検定審議会に提出いたしまして、審議会のそれぞれ専門的なお立場の方々が検討されるわけでありませう。そうしてその意見あるいは独自に審議会できめられました意見に基づいて、こういう点を修正したならばこれは合格させても差しつかえないだろうということになりますと、その修正していただく個所がきまるわけでありませう。それを文部省の調査官から会社側に対して連絡をして、これは修正していただきたいという点を指示するわけがございます。そういう手続になつております。したがつて御懸念のような調査

官が合否をきめる、そういうことではございません。これは検定審議会が独自の判断に基づいて決定をするわけでございます。そういう仕組みになっております。

○川崎(寛)委員　いまの局長の答弁でまいますと、組織の運営からいきますと、審議会から調査官、こういうことではなくて、審議会は独立ですね。そうしますと、現場にあります六百数十名、これは名簿はくれと言ったけれどもくれないので、資料として数字だけはあがってきておりますが、現場にあります調査員にその原稿がおろされるわけですね。調査官というものは、文部省設置法に基づいて文部大臣、初中局長、それから教科書検定課長、調査官、こういう組織運営になります。ところがいまの局長の答弁では、おまえなんぞ知らぬだろうということの形で言われたわけでは

すけれども、そうじゃなくて、いまの説明ですと、調査官は、審議会と著作者なりあるいは出版社の間にあって、単なる橋渡しの役目しかしてないんだという機能を説明しておられる、そのとおりですか。

○福田政府委員　そのとおりでございます。教科書の内容について申請がございいますと、一番最初に、まず文部大臣はこれを審議会に、合格させてよろしいかどうかということを諮問するわけでございます。形としては、諮問を受けて審議会が先

ほど申し上げました調査員におろして、現場の教師あるいは専門家から教育的にこれは妥当であるかどうかというような点を主として調査されるわけであります。同時に、文部省としては、学習指導要領をやはり守る必要がございますので、専任の調査官を置きまして、この調査官が専門の立場からそれぞれ教科にわたって一応の調査意見を付して、両方の意見を出すわけであります。きめました修正意見というのは、そうなりました場合には、これは審議会の意見であります。それを調査官が会社に対して御連絡を申し上げ、したがって審議会の意図を体して調査官がその修正なら修正の衝に当たると、こういうことでございます。

○川崎(寛)委員　　そういたしますと、調査官は、原稿の申請があつたときに審議会にかけられますね。そうして調査員におろされる。それから問題があがつてくる。その問題があがつてきたことに對して審議会が一つの方向を出す。それを業者なり著者なりに伝達する。あるいは場合によつては意向も聞く、こういうことになりますね。そうしますと、調査官は、申請があがつてきたときに、つまり調査してしまつた組織運営を通して審議会からおろされてきたときに、それに対して橋渡しをやる。ですからつまり私のお尋ねしたいことは、問題ごとに、しかも申請をあげられてきたときに、審議会のほうへ問題が提起されたときに、それにしたがつて作業をする、こういうことです。

○福田政府委員　審議会にかけた後はそのとおりでございます。その以前において調査官として独自の調査をいたしますが、その意見が必ずしも審議会に認められるとは限らないわけでございます。かりに十の意見がございましても八つしかいれられなかった、あるいは五つしかいれられなかったということもございますので、そうなりませんでした場合には、それは調査官としては、審議会できめられた意見に従って相手方の会社に対して指示をするわけでございます。

○川崎(寛)委員 独自の調査をされる、こういうことですね。そうしますと、その場合に、これは後ほどどこまかく検定の規則と基準の問題についても触れてまいりたいと思います。あるいは学習指導要領の合法性なり合憲性なりというふうな問題についても、少しく触れてみたいと思いますけれども、調査官があらかじめ一つの判断の基準というものをみずから示して、こういう方向に教科書は書いてほしいのだというふうなことをする権限があるのですか。

○福田政府委員 個々の調査官はそういう権限はございません。文部省でできておりますこの検定基準、これは抽象的なものでございますが、内容

の正確性とかあるいは立場が中正であるとか、いろいろございしますが、そういう検定基準のものをさしに従って検定をするわけではございまして、しかも一人でやるわけではございせん。したがって個々の調査官がそういう考え方で教科書を検定するとか、あるいははつくるというようなことは、これは考えられないことではございせん。

○川崎(寛)委員 それでは、一九六四年の七月号の初等教育資料、こで渡辺調査官が発達段階からみた社会科の教科書、これはすでに初中局のほうには資料要求をしておりますから、検討しておりますと思ひますけれども、この中の十七ページで、渡辺調査官はこういふことを言っているのですね。「歴史教科書で望みたいこと」、私は特に社会科の關係でいきたいと思ひます。物理学やその他でもたくさん問題がいま提起されておりますけれども、時間もございせんから触れていきたくはないと思ひますが、この中で渡辺調査官は「小学校六年の歴史分野ではたとえ次のようなことをわたくしは考へてゐるが、次のようなことを考へてゐる」といふことですよ。いま局長の言つたそういう姿勢とは違ひます。教科書については次のようなことを考へてゐるのだ。で、「なお関係者の間でじゅうぶん検討したいと思つてゐる。その中には、いま紀元節の問題もたいへん大きな、国民的な関心を呼ぶ政治問題になつてゐるわけですから、日本の神話伝説は遠い祖先の感情、信仰、生活を伝へてゐるもので、日本の統一に關連する伝承は、なるべくとりあげ、たとえば、天照大神(伊勢神宮)、神武天皇、日本武尊、神功皇后などにふれたらいい。こういふことで、今日国家の起源の問題については学問的にもすでに問題が指摘をされてゐる、そういうことについて一調査官が次のようなことを歴史教科書で望みたいんだ、また考へてゐるんだ、つまり調査をする判断として、そういうことを考へてゐるわけだ。「大日本帝国憲法については、わが国ではアジア諸国に先んじて制定されたことにふれたらいい。さらには日露戦争の問題であるとか、乃木希典、東郷平八郎、

これは期待される人間像に入つてまいるのでしょうけれども、そういうものを取り上げよう。あるいは戦争の呼び名の問題であるとか、天皇あるいは皇室をいろいろものについても積極的な打ち出し方をしてゐるわけだ。こういふふうな一調査官が、こういふ立場で、つまり一つの学問的な面においても非常に問題とされてゐるそのこと自体を、文部省の調査官自身が、教科書調査の根柢において考へておるということは、許されることですか。

○福田政府委員 私、この書いております論文を讀んでみたのでございしますが、これは最初に断つてございしますように、この記述は、教科書の検定に長い間携つてきた調査官が、自分のいろいろこれについての方や感想を書くのだ、そして参考にするのだという趣旨に書いてございします。そういうことではございせんから、これは別に、調査官自身の個人的な論文と見て差しつかへないと思ひますが、いま御指摘になりましたようなところまで意圖して書いたのかどうか、それは私も存じません。しかし、これを見た範圍におきまして、日本の神話あるいは伝説等の扱いでございしますが、これは現在の学習指導要領の中におきまして、古典の中にあつてゐる神話、伝承などについてのもこれを正しく取り扱つて、当時の人々の信仰だとか祖先の方々のものの見方、考え方というふうなものについては教科書の中で十分正しく取り扱つていくべきだといふ趣旨のことが、学習指導要領にございします。したがつて、そういう趣旨から申しますと、日本の神話、伝承というものを教科書なり教材の中に正しい位置づけで取り上げていくといふことは、これは適当な配慮ではないかといふように私も考へております。この中に書いてございしますいろいろなことでもございしますが、これらは、やはり戦後の教科書について一面において欠けておつた点もございしますので、そういう点については渡辺調査官個人としては、こういふ感想を漏らしたものである、こういふように考へておる次第であります。

○川崎(寛)委員 私は渡辺調査官がどれくらい歴史の専門家であるか知りません。しかし大体私と変わらぬ大学の卒業年次のものであります。あるいは私よりちょっと先輩かも知れませんが、しかし、そういう人が、これは中をこまかく言うのではないのですけれども、少し文部省の官僚として思ひ上がつてゐるような感じがここには出てゐるわけだ。今日、朝永振一郎博士が書いたものが問題になつてゐる、あるいは小野博士もそういう点について物理学の面で問題を指摘をされております。今日学術会議自身が、この教科書の検定問題について重大な問題として取り上げてゐるわけだ。おそらく、ことしの三月一日、いろいろと学術会議の学術思想の自由委員会の人たちが集まつてやられたシンポジウムについては、大臣あるいは局長等もいろいろ検討されておると思ひます。しかし、今日、一部の学者だとかあるいは一方的だとか言われることはなくて、学界の多くの人たちが教科書検定の問題について重大な関心を示し、教科書が国家統制の方向に行くことを憂へてゐるわけだ。それがただ単に憂へてゐるのではなくて、もう実質的には国家統制なんだから、こういう点を学者の皆さん方は指摘をしておられるわけだ。これは歴史を振り返つてみますと、明治十九年から明治三十六年までが検定制、それから三十七年から昭和二十三年までが国定制度であつたわけだ。といふことは、愛知文部大臣も私も国定教科書で育つたわけだ。そのことについては、大東亜戦争を、立場はどうであらうとも経験をしてきたものとして、そういう教科書の検定制について、特に今日政府与党の指導者であり、文教行政の最高責任者として、文部大臣も先ほど言われたように慎重に対処するお考えだと思ひます。ところが、歴史から学ばないものは歴史を再び体験するように定められる、アメリカ人はあまりにも歴史を知らな過ぎる、これはベトナムの問題でのエドガー・スノーの発言でありましたけれども、われわれは歴史から学ばなければ誤りをおかし、民族百年の大計

を誤ることになる。私がこのことを言ひますことは、明治三十七年に検定制から国定制度に移つたわけですが、すでに国定制度に移る前に修身が押しつけられてきたわけだ。三十七年に国定制度、三十七、八年の日露戦争、こういふぐあいには歴史は進んでゐるわけだ。そういういたしますと、今日、二十四年から検定制であつたものが、三十一年に教科書法案を出して、そのときにこの法案は廃案になつてゐるわけでありましたけれども、その秋に調査官制度というものが置かれ、実質的に行政運営の面で教科書の統制支配というものが強力に進められてまいつてゐるわけだ。この経過、あるいは今日憲法の空洞化——この点についてはいろいろ御異論もあらうと思ひます。しかし、憲法の空洞化といふわけのときに、ナチス自体がどういふ経過をたどつたかといふことを振り返つてみますならば、そういう点もわれわれは深刻にやばりそこから学ばなければならぬ点があるのではないかと思ひます。ワイマール憲法の崩壊過程といふのはおそろしく愛知文部大臣は若い青年として見られたかと思ひます。ドイツにおけるこれを見ますならば、憲法が存在しないがら実質的に憲法の存在価値をなくす授権法案というものが——国民及び国家の危機を除去するための法律、通称授権法といふ法律が一九三三年の三月二十四日にはドイツ議會を押し通つて、そして憲法の空洞化といふものが行なわれてきたわけでありました。これは四カ年間の時限法であつたわけでありましたけれども、一九三七年にはさらに延長された。この国民及び国家の危機を除去するための法律、ナチスが合憲的に独裁権を握つていったその法案の形成過程、制定過程というものを見ますと、先ごろの予算委員会でも問題になりました三矢計画もそういうものと相一致するものが背景にあるわけだ。そこで、ナチスにおけるそういう合憲的といふ合法的に独裁権を獲得してゐた過程の中で、たとえば新聞記者の国家登録といふものが行なわれたわけだ。その新聞記者の国家登録ときわめて相似ております。

行なわれるように私は承知いたしております。それと同じように私も私としては考えておるわけでございます。いま御指摘になりましたように、学習指導要領というものは、時に応じて変わるであらうというふうなお話のようでございしますが、学習指導要領の内容というものは、時代の進展に應じて、変わっていくものだということは、私も当然そうあるべきものと考えております。しかしながら、変わらなくても、それぞれそのときそのときの指導要領の内容というものは、基準として示されておるわけでございますから、年月がたつて、変更がございしても、やはりそのときそのときの基準にはなり得るものでございします。そういう意味において、私は学習指導要領を基準として検定が行なわれるということは当然なことであらうというふうに解釈をいたします。

○川崎(寛)委員 度量衡や建築基準のそういうものとは明らかに違ふものです。検定基準を見ましても、これは三十三年の十二月の文部省告示があるわけでありまして、三十一年の十一月の教科書検定基準というものと三十三年のこれを比較しますと、非常に大きな点で問題があると思うのです。といいますのは、中身がきわめて簡単に包括的に基準がなされてきているわけでは、三十一年の基準の際には、たとえば各科目ごとに検定基準というものがあつた、そこに絶対条件というものを明示されておるわけでは、ところが、三十一年の場合の前の基準を見ますと、各科における絶対条件というものは、第一項目に教育の目的との一致、憲法とこれと対応するわけでありまして、この中には明確に教育基本法及び学校教育法の目的と一致し、これに反するものはないか、たとへば平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、勤労と責任の重視、自主的精神の養成などの教育目的と一致し、これに反するものはないかということが、絶対条件の中に明確に規定されておつたわけでは、ところが、今度の三十三年の、つまり調査官が生まれて以後の改定をされました基準の中には、その絶対条件の中か

ら、いま言いました大事な平和の精神であるとか、真理と正義の尊重であるとか、こういった項目が全部削除されておるわけでは、これはどうしてですか。

○福田政府委員 三十三年の検定基準とそれ以前のものが非常に大きく変わったという御指摘のようでございしますが、私もそれはそう考えていないのでございします。三十三年に検定基準が改定になりましたのは、そのときに学習指導要領の内容が変わつたわけでは、それがたつて、それに應じて検定基準の中身が変わつてきたのでございします。絶対条件あるいは必要条件等の条件について大きく変わつてはいない。従来からも、絶対条件の中にございしますように、教育基本法及び学校教育法の目的と一致し、これに反するものがあるかないかというふうな点は、これは当然教科書の第一番目に考へるべき問題でございします。新しい検定基準の中にも取り上げられておる、たゞいま御指摘のありましたように、教育基本法に書いてございしますいろいろな個々の事柄、これは簡略化する意味において省略いたしておりますけれども、もちろん基本法の大方針に一致しているかどうかということとは、当然にこの表現において含まれておるものと私は考えております。

○川崎(寛)委員 その簡略化したというところに、そもそもの根本問題がある。それで言うならば、憲法に合ふかどうかということだけを最初には、と打ち出しておけば、それでいいんです。ところが、いま言いました、つまり平和の精神であるとか、真理と正義の尊重であるとか、そういうこと自体を削つて、これは簡略化するんだ、つまりそういうものを簡略化して、いこうというところに問題があるわけであつて、つまり憲法の空洞化と言わざるを得ない点が出て来ているわけでは、この検定基準というものは、落とすためのものです。か、認めるためのものですか。どんだん落としていくために検定基準があるのか、あるいは教科書というものはできるだけたくさん認めよう。しかし、その中にいま言う基準に合わないものがある

場合には、これをオミットしなければならぬ、こういうことなのか。大体優秀なものだけに少なうしほつていくという考え方なのか。それは当然學問、思想、出版の自由とか、いろいろ憲法にかかわつてくる問題もあるものであります。その点はどうか。

○福田政府委員 検定基準でしほるといふようなことではないのであります。検定基準に適合しているかどうかというのを認定するだけのものでは、幾らでも合格する、こういう性質のものであります。

○川崎(寛)委員 次に指導要領の問題であります。私が先ほど言いましたように、昭和三十三年の福岡地裁の小倉支部の判決は、全文を読みますと長くなりますから、中だけ読みますが、「したがって、学習指導要領も教育課程を構成する場合の最も重要な資料であり、基本的な示唆を与える指導書としての意味を持つ」といふ、法規命令としての小倉支部が出しているわけですね。それからまた福岡高裁のほうも、「本件中、学習指導要領は教育課程につき大綱を示すにとどまらず、きわめて文部大臣による基準立法の限界を逸脱している」と認められるものがないわけではなく、これらは実際の運用における法的拘束力を持ち得ないものと解すべきである、」というふうに福岡高裁も出しておるわけではあります。検定基準の第二項の中に、三十一年の基準になつたのが、第二項に教科書の目標との一致といふことで入れられておるわけではあります。学習指導要領に定める当該教科書の目標と一致しており、これに反するものではないか、こういうことで縛つておるわけでは、けれども、しかし先ほど言いました二つの判決からするならば、学習指導要領が法規効力を持たないという明確な判決が出ておるわけではあります。でありますから、そのことに法規効力を持たしてこれに締め込んでいくということには問題があ

る、どうですか。

○福田政府委員 御指摘になりました福岡地裁の小倉支部の判決も、私は読んで承知しております。これにつきましては現在控訴が行なわれておりますので、それについての批判めいたことは私は差し控へたいと考えております。そういう御見解もあると思ひますが、私も私としては行政当局として考えておることは、教育基本法の解釈の問題になるわけでは、当然に教育内容について文部大臣が基準を定める権限を持つておるのだ、こういうような解釈をいたしておるわけでは、ございします。したがつて学校教育法の二十条以下にそれらの規定がございまして、これに基づいて文部大臣は教科に関する内容を決定して、全国の学校に対して一応の基準を示す、こういう権限を持つておるわけでは、ございします。そういう権限に基づいて学習指導要領というものが衆知を集めてつくられたものでございします。これが効力がないこととございします。それには賛成いたしかねるわけではあります。したがつて学習指導要領というものが文部大臣の教科についての権限から出てまいりますならば、当然にこの学習指導要領というものが基準を合わせて教科書というものは検定されるわけでは、ございします。したがつて御指摘になりましては、いまないわけでは、私には御賛成申し上げるわけには、いまないわけでは、私には、

○川崎(寛)委員 その点については、抗告しておられる、こういうことでありますから、これは争いとしてまだ残つておるわけでは、です。争いとして残る場合には、これはもうほかの行政当局も全部そうです。争いとして問題になつておるときには、一応その点については慎重な扱いをしていくのが行政当局としての当然な措置だと思ひます。ところが自分のほうは、その見解には服し得ない、だからという理由で押し進めていく、ということには、たいへん問題があると思ひます。どうですか。

○福田政府委員 まあ小倉支部の判決につきましては、これは学力調査に関連して起きた問題でござい

ざいます。私どもとしてはこの学習指導要領あるいは教育内容につきましては全国の学校で現在実施していることとございます。したがって、これを御指摘になりましたような趣旨でやめるとかそういう措置はとれないということとでございます。

○川崎(寛)委員 全国で実施しているからやめられない、これは行政上の立場としてその言われるかも知からない、しかし法的には問題があるのですよ。全部が実施しているから合法だということは、これは成り立たない。そうですね。どうですか。

○福田政府委員 その点につきましてはただいま私が申し上げた程度でひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 大臣がお急ぎのようですので、私実はまだ続けたいと思ひますが、大臣と切り離してこの審議——根本的な面にもかかわつてまいりますので、実はきよりはこれで一応保留をしておきたいと思ひますが、先ほど最初に私が問題にいたしました家永三郎教授のその所論についてはいろいろと御意見もある、こういうことであります。したが、私らとしましては検閲あるいは検定、そういう点についてもきよりはもう少し突っ込んでやるつもりでありましたけれども、保留いたしますので、ひとつ委員長の方で家永三郎教授を特別参考人として本委員会に呼んでいただいて、そのうした過程についてひとつ公式に話を伺う機会をつくつていただきたい。

○渡海委員長 理事会におきまして協議させていただきますと存じます。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

昭和四十年五月十五日印刷

昭和四十年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局